

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

現行（青文字：改正箇所）			改正（赤文字：改正箇所）		
頁	項目	現行条文	頁	項目	新条文
3	1-(1)-2)	配置予定技術者の年齢が入札参加資格確認申請書提出日において満40歳未満であることを確認した上で若手技術者の登用などを評価する。	3	1-(1)-2)	現場代理人若しくは配置予定技術者の年齢が契約日において満40歳未満であることを確認した上で若手技術者の登用などを評価する。
3	1-(1)-2)	追加	3	1-(1)-2)	対象期間内の現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）に応じて評価する。
4	1-(1)-7)	<p>7) 週休2日の取組への評価方法（総括監督員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当があればその内容により加点評価とする。</li> <li>・ 対象期間内の現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）に応じて、法令厳守等で評価する。</li> <li>・ 現場閉所率が28.5%以上の場合には4週8休以上を、25%以上28.5%未満は4週7休以上4週8休未満を、21.4%以上25%未満は4週6休以上4週7休未満をそれぞれ満たすものとする。なお、降雨・降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。</li> </ul>	4	1-(1)-7)	削除

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編 頁	現行（青文字：改正箇所）	編 頁	改正（赤文字：改正箇所）																								
建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編  23	<p style="text-align: center;"><b>考査項目別運用表(建築・設備工事)</b>      主任監督員用 (創意2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">考査項目・細別</th> <th>評価対象項目</th> </tr> <tr> <td colspan="2">5.創意工夫</td> <td> <input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)  <input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫  <input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫  <input type="checkbox"/> 30.腋欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫  <input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫  <input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫  <input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫  <input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫  <input type="checkbox"/> 35.その他            理由:            詳細評価内容:         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">■施工管理関係</td> <td> <input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫  <input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫  <input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫  <input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用  <input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫  <input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫  <small>*施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</small>  <input type="checkbox"/> 42.その他            理由:            詳細評価内容:         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">■その他</td> <td>           &lt;新技术活用&gt;※新技术に関する下記3項目での加点は最大4点とする。  <input type="checkbox"/> 43.NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)  <input type="checkbox"/> 44.活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点)  <input type="checkbox"/> 45.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)              &lt;その他&gt; ※下記2項目での加点は最大1点とする。  <input type="checkbox"/> 46.若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。  <input type="checkbox"/> 47.その他            理由:            詳細評価内容:              (最大 7点)            評点計= 1点         </td> </tr> </table> <p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。    ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。    ※3. 上記の考査項目の他に評価し直す企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。    なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。    ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。    ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	考査項目・細別		評価対象項目	5.創意工夫		<input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> 30.腋欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 35.その他 理由: 詳細評価内容:	■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 <small>*施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</small> <input type="checkbox"/> 42.その他 理由: 詳細評価内容:	■その他		<新技术活用>※新技术に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 <input type="checkbox"/> 43.NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) <input type="checkbox"/> 44.活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) <input type="checkbox"/> 45.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)  <その他> ※下記2項目での加点は最大1点とする。 <input type="checkbox"/> 46.若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。 <input type="checkbox"/> 47.その他 理由: 詳細評価内容:  (最大 7点) 評点計= 1点	建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編  23	<p style="text-align: center;"><b>考査項目別運用表(建築・設備工事)</b>      主任監督員用 (創意2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">考査項目・細別</th> <th>評価対象項目</th> </tr> <tr> <td colspan="2">5.創意工夫</td> <td> <input type="checkbox"/> 27.安全仮設機器等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)  <input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫  <input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、  <input type="checkbox"/> 30.腋欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫  <input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫  <input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫  <input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫  <input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫  <input type="checkbox"/> 35.その他            理由:            詳細評価内容:         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">■施工管理関係</td> <td> <input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫  <input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫  <input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫  <input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用  <input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫  <input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫  <small>*施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</small>  <input type="checkbox"/> 42.その他            理由:            詳細評価内容:         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">■その他</td> <td>           &lt;新技术活用&gt;※本項目は2点の加点とする。  <input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。  <small>&lt;週休2日推進工事&gt;※本項目は現場閉鎖(現場休息)率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</small>  <input type="checkbox"/> 44.4週8休以上(現場閉鎖率28.5%以上)2点  <input type="checkbox"/> 45.4週7休以上4週8休未満(現場閉鎖率25%以上28.5%未満)1点  <input type="checkbox"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉鎖率21.4%以上25%未満)0.5点  <input type="checkbox"/> 47.4週6休未満(現場閉鎖率21.4%未満)又は対象工事以外 (加点なし)            &lt;その他&gt;  <input type="checkbox"/> 48.その他            理由:若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。  <input type="checkbox"/> 49.その他            理由:            詳細評価内容:              (最大 7点)            評点計= 1点         </td> </tr> </table> <p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。    ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。    ※3. 上記の考査項目の他に評価し直す企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。    なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。    ※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。    ※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	考査項目・細別		評価対象項目	5.創意工夫		<input type="checkbox"/> 27.安全仮設機器等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 <input type="checkbox"/> 30.腋欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 35.その他 理由: 詳細評価内容:	■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 <small>*施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</small> <input type="checkbox"/> 42.その他 理由: 詳細評価内容:	■その他		<新技术活用>※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 <small>&lt;週休2日推進工事&gt;※本項目は現場閉鎖(現場休息)率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</small> <input type="checkbox"/> 44.4週8休以上(現場閉鎖率28.5%以上)2点 <input type="checkbox"/> 45.4週7休以上4週8休未満(現場閉鎖率25%以上28.5%未満)1点 <input type="checkbox"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉鎖率21.4%以上25%未満)0.5点 <input type="checkbox"/> 47.4週6休未満(現場閉鎖率21.4%未満)又は対象工事以外 (加点なし) <その他> <input type="checkbox"/> 48.その他 理由:若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。 <input type="checkbox"/> 49.その他 理由: 詳細評価内容:  (最大 7点) 評点計= 1点
考査項目・細別		評価対象項目																									
5.創意工夫		<input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> 30.腋欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 35.その他 理由: 詳細評価内容:																									
■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 <small>*施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</small> <input type="checkbox"/> 42.その他 理由: 詳細評価内容:																									
■その他		<新技术活用>※新技术に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 <input type="checkbox"/> 43.NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) <input type="checkbox"/> 44.活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点) <input type="checkbox"/> 45.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)  <その他> ※下記2項目での加点は最大1点とする。 <input type="checkbox"/> 46.若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。 <input type="checkbox"/> 47.その他 理由: 詳細評価内容:  (最大 7点) 評点計= 1点																									
考査項目・細別		評価対象項目																									
5.創意工夫		<input type="checkbox"/> 27.安全仮設機器等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 <input type="checkbox"/> 30.腋欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> 35.その他 理由: 詳細評価内容:																									
■施工管理関係		<input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫 <small>*施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</small> <input type="checkbox"/> 42.その他 理由: 詳細評価内容:																									
■その他		<新技术活用>※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 <small>&lt;週休2日推進工事&gt;※本項目は現場閉鎖(現場休息)率に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</small> <input type="checkbox"/> 44.4週8休以上(現場閉鎖率28.5%以上)2点 <input type="checkbox"/> 45.4週7休以上4週8休未満(現場閉鎖率25%以上28.5%未満)1点 <input type="checkbox"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉鎖率21.4%以上25%未満)0.5点 <input type="checkbox"/> 47.4週6休未満(現場閉鎖率21.4%未満)又は対象工事以外 (加点なし) <その他> <input type="checkbox"/> 48.その他 理由:若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。 <input type="checkbox"/> 49.その他 理由: 詳細評価内容:  (最大 7点) 評点計= 1点																									

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編 頁	現行（青文字：改正箇所）	編 頁	改正（赤文字：改正箇所）																								
<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>24</b>	<p style="text-align: center;"><b>考査項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">総括監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">考査項目</td> <td style="width: 10%;">細別</td> <td style="width: 80%;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 施工状況</td> <td> <input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。  <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。  <input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。  <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。  <input type="checkbox"/> ⑤その他             理由:             a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。            d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。             評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e             評価= <input type="checkbox"/> a             ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 安全対策</td> <td> <input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。  <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理制度活動が、適切に実施されている。  <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ⑤<b>安全協議会活動</b>に積極的に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ⑥その他             理由:             a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。            d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。             評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e             評価= <input type="checkbox"/> a             ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">6. 社会性等</td> <td> <input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。  <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。  <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。  <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。  <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。  <input type="checkbox"/> ⑥その他  <input type="checkbox"/> ⑦その他             理由:             a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。            b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。             評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c             評価= <input type="checkbox"/> a             ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。         </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1. 総括監督員は、担当・主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数に応じて評価する。一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	考査項目	細別	評価対象項目	2. 施工状況		<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他  理由:  a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> a  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	3. 安全対策		<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理制度活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤ <b>安全協議会活動</b> に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他  理由:  a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> a  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	6. 社会性等		<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="checkbox"/> ⑦その他  理由:  a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c  評価= <input type="checkbox"/> a  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。	<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>24</b>	<p style="text-align: center;"><b>考査項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">総括監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">考査項目</td> <td style="width: 10%;">細別</td> <td style="width: 80%;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 施工状況</td> <td> <input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。  <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。  <input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。  <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。  <input type="checkbox"/> ⑤その他             理由:             a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。            d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。             評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e             評価= <input type="checkbox"/> e             ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">3. 安全対策</td> <td> <input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。  <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理制度活動が、適切に実施されている。  <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。  <input type="checkbox"/> ⑥その他             理由:             a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。            d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。             評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e             評価= <input type="checkbox"/> e             ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。         </td> </tr> <tr> <td colspan="2">6. 社会性等</td> <td> <input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。  <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。  <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。  <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。  <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。  <input type="checkbox"/> ⑥その他  <input type="checkbox"/> ⑦その他             理由:             a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。            b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。             評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c             評価= <input type="checkbox"/> e             ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。         </td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※1. 総括監督員は、担当・主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数に応じて評価する。一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があつた項目を詳細評価内容欄に記載する。</p>	考査項目	細別	評価対象項目	2. 施工状況		<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他  理由:  a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> e  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	3. 安全対策		<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理制度活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤ <b>災害防止協議会等での活動</b> に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他  理由:  a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> e  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。	6. 社会性等		<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="checkbox"/> ⑦その他  理由:  a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c  評価= <input type="checkbox"/> e  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。
考査項目	細別	評価対象項目																									
2. 施工状況		<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他  理由:  a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> a  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。																									
3. 安全対策		<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理制度活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤ <b>安全協議会活動</b> に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他  理由:  a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> a  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。																									
6. 社会性等		<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="checkbox"/> ⑦その他  理由:  a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c  評価= <input type="checkbox"/> a  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。																									
考査項目	細別	評価対象項目																									
2. 施工状況		<input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他  理由:  a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> e  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。																									
3. 安全対策		<input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理制度活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤ <b>災害防止協議会等での活動</b> に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他  理由:  a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e  評価= <input type="checkbox"/> e  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。																									
6. 社会性等		<input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 <input type="checkbox"/> ⑦その他  理由:  a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。  評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c  評価= <input type="checkbox"/> e  ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。																									

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編 頁	現行（青文字：改正箇所）	編 頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																														
<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>28</b>	<p style="text-align: center;">考査項目別運用表(建築・設備工事) 総括監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">考査項目</th><th colspan="2">法令遵守等の該当項目一覧表</th></tr> <tr> <th>8. 法令遵守等</th><th>点数</th><th>措置内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td><td>該当無し</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -20 点</td><td>1指名停止3ヶ月以上</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -15 点</td><td>2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -13 点</td><td>3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -10 点</td><td>4指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> - 8 点</td><td>5文書注意</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> - 5 点</td><td>6口頭注意</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> - 3 点</td><td>7工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もしも事故や交通事故は該当しない）</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> - 5 点</td><td>8総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td><td></td></tr> <tr> <td>④</td><td><b>4週6休等を実施しなかった場合は、こちらの「該当なし」を選択すること</b></td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> + 0.5 点</td><td>A.工事期間中の平均で4週6休を満足した場合</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> + 1.0 点</td><td>B.工事期間中の平均で4週7休を満足した場合</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> + 2.0 点</td><td>C.工事期間中の平均で週8休を満足した場合</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があつた」場合に適用する。      ② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。      ③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場代理人、職員及びこれを履行するために下請契約し、その履行のために従事する者に限定する。      ④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点とする。      ⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>□ 2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。</li> <li>□ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li>□ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>□ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</li> <li>□ 6.建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等</li> <li>□ 7.入围管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>□ 8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>□ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>□ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>□ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>□ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>□ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>□ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>□ 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</li> <li>□ 16.低コスト競争で虚偽の報告があつた。</li> <li>□ 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかつた。</li> <li>□ 18.その他 理由:</li> </ul>	考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		8. 法令遵守等	点数	措置内容	④	該当無し		<input type="radio"/> -20 点	1指名停止3ヶ月以上		<input type="radio"/> -15 点	2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		<input type="radio"/> -13 点	3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		<input type="radio"/> -10 点	4指名停止2週間以上1ヶ月未満		<input type="radio"/> - 8 点	5文書注意		<input type="radio"/> - 5 点	6口頭注意		<input type="radio"/> - 3 点	7工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もしも事故や交通事故は該当しない）		<input type="checkbox"/> - 5 点	8総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等		④	<b>4週6休等を実施しなかった場合は、こちらの「該当なし」を選択すること</b>		<input type="radio"/> + 0.5 点	A.工事期間中の平均で4週6休を満足した場合		<input type="radio"/> + 1.0 点	B.工事期間中の平均で4週7休を満足した場合		<input type="radio"/> + 2.0 点	C.工事期間中の平均で週8休を満足した場合		<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>28</b>	<p style="text-align: center;">考査項目別運用表(建築・設備工事) 総括監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">考査項目</th><th colspan="2">法令遵守等の該当項目一覧表</th></tr> <tr> <th>8. 法令遵守等</th><th>点数</th><th>措置内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④</td><td>該当無し</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -20 点</td><td>1指名停止3ヶ月以上</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -15 点</td><td>2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -13 点</td><td>3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -10 点</td><td>4指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> - 8 点</td><td>5文書注意</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> - 5 点</td><td>6口頭注意</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> - 3 点</td><td>7工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もしも事故や交通事故は該当しない）</td><td></td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> - 5 点</td><td>8総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があつた」場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場代理人及びこれを履行するために下請契約し、その履行のために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、担当・主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li>□ 2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。</li> <li>□ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li>□ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li>□ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。</li> <li>□ 6.建設業法に違反する事実が判明した（例）一括下請負、技術者の専任違反等</li> <li>□ 7.入围管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li>□ 8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li>□ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li>□ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li>□ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li>□ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力団関係者がいることが判明した。</li> <li>□ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li>□ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li>□ 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</li> <li>□ 16.低コスト競争で虚偽の報告があつた。</li> <li>□ 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかつた。</li> <li>□ 18.その他 理由:</li> </ul>	考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表		8. 法令遵守等	点数	措置内容	④	該当無し		<input type="radio"/> -20 点	1指名停止3ヶ月以上		<input type="radio"/> -15 点	2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満		<input type="radio"/> -13 点	3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満		<input type="radio"/> -10 点	4指名停止2週間以上1ヶ月未満		<input type="radio"/> - 8 点	5文書注意		<input type="radio"/> - 5 点	6口頭注意		<input type="radio"/> - 3 点	7工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もしも事故や交通事故は該当しない）		<input type="checkbox"/> - 5 点	8総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																																
8. 法令遵守等	点数	措置内容																																																																															
④	該当無し																																																																																
<input type="radio"/> -20 点	1指名停止3ヶ月以上																																																																																
<input type="radio"/> -15 点	2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																																
<input type="radio"/> -13 点	3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																																
<input type="radio"/> -10 点	4指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																																
<input type="radio"/> - 8 点	5文書注意																																																																																
<input type="radio"/> - 5 点	6口頭注意																																																																																
<input type="radio"/> - 3 点	7工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もしも事故や交通事故は該当しない）																																																																																
<input type="checkbox"/> - 5 点	8総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																																
④	<b>4週6休等を実施しなかった場合は、こちらの「該当なし」を選択すること</b>																																																																																
<input type="radio"/> + 0.5 点	A.工事期間中の平均で4週6休を満足した場合																																																																																
<input type="radio"/> + 1.0 点	B.工事期間中の平均で4週7休を満足した場合																																																																																
<input type="radio"/> + 2.0 点	C.工事期間中の平均で週8休を満足した場合																																																																																
考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																																
8. 法令遵守等	点数	措置内容																																																																															
④	該当無し																																																																																
<input type="radio"/> -20 点	1指名停止3ヶ月以上																																																																																
<input type="radio"/> -15 点	2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																																
<input type="radio"/> -13 点	3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																																
<input type="radio"/> -10 点	4指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																																
<input type="radio"/> - 8 点	5文書注意																																																																																
<input type="radio"/> - 5 点	6口頭注意																																																																																
<input type="radio"/> - 3 点	7工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒームラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件、なお、もしも事故や交通事故は該当しない）																																																																																
<input type="checkbox"/> - 5 点	8総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																																

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編 建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編	頁 63	現行（青文字：改正箇所）	編 建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編	頁 63	改正（赤文字：改正箇所）																								
		<p style="text-align: center;"><b>少額工事査項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">担当監督員用 (創意2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">参考項目・細別</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.創意工夫</td> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転倒、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</li> <li><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 35.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> ※施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 42.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■その他</p> <p>&lt;新技術活用&gt;※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 43.NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)</li> <li><input type="checkbox"/> 44.活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点)</li> <li><input type="checkbox"/> 45.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;※新技術に関する下記2項目での加点は最大1点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 46.その他 理由:  □ 47.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">           (最大 7点)            評点計 = 1点         </td> </tr> </table>	参考項目・細別	評価対象項目		5.創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転倒、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</li> <li><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 35.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>		<p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> ※施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 42.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>		<p>■その他</p> <p>&lt;新技術活用&gt;※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 43.NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)</li> <li><input type="checkbox"/> 44.活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点)</li> <li><input type="checkbox"/> 45.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;※新技術に関する下記2項目での加点は最大1点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 46.その他 理由:  □ 47.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>		(最大 7点) 評点計 = 1点			<p style="text-align: center;"><b>少額工事査項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">担当監督員用 (創意2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">参考項目・細別</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5.創意工夫</td> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転倒、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</li> <li><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 35.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫</li> </ul> <p>※施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 42.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>■その他</p> <p>&lt;新技術活用&gt;※本項目は2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 &lt;週休2日推進工事&gt;※本項目は現場閉所率(現場休息率)に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</li> <li><input type="radio"/> 44.4週8休以上(現場閉所率25%以上) 2点</li> <li><input type="radio"/> 45.4週7休以上4週7休未満(現場閉所率25%以上28.5%未満) 1点</li> <li><input type="radio"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25%未満) 0.5点</li> <li><input type="radio"/> 47.4週6未満(現場閉所率21.4%未満)又は対象工事以外 (加点なし)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 48.その他 理由:若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 49.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">           (最大 7点)            評点計 = 1点         </td> </tr> </table>	参考項目・細別	評価対象項目		5.創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転倒、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</li> <li><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 35.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>		<p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫</li> </ul> <p>※施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 42.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>		<p>■その他</p> <p>&lt;新技術活用&gt;※本項目は2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 &lt;週休2日推進工事&gt;※本項目は現場閉所率(現場休息率)に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</li> <li><input type="radio"/> 44.4週8休以上(現場閉所率25%以上) 2点</li> <li><input type="radio"/> 45.4週7休以上4週7休未満(現場閉所率25%以上28.5%未満) 1点</li> <li><input type="radio"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25%未満) 0.5点</li> <li><input type="radio"/> 47.4週6未満(現場閉所率21.4%未満)又は対象工事以外 (加点なし)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 48.その他 理由:若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 49.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>		(最大 7点) 評点計 = 1点		
参考項目・細別	評価対象項目																												
5.創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転倒、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</li> <li><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 35.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>																												
	<p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> ※施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</li> <li><input type="checkbox"/> 42.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>																												
<p>■その他</p> <p>&lt;新技術活用&gt;※新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 43.NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点)</li> <li><input type="checkbox"/> 44.活用した試行技術が少実績優良技術もしくは、当該工事において発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。(2点)</li> <li><input type="checkbox"/> 45.NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者による活用効果調査の総合評価点が120点以上の場合。(4点)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;※新技術に関する下記2項目での加点は最大1点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 46.その他 理由:  □ 47.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>																													
(最大 7点) 評点計 = 1点																													
参考項目・細別	評価対象項目																												
5.創意工夫	<p>■安全衛生関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 27.安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、転倒、挟まれ、看板、立入禁止標、手摺り、足場等)</li> <li><input type="checkbox"/> 28.安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 29.現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、</li> <li><input type="checkbox"/> 30.酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 31.周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 32.改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 33.作業時における作業環境改善等の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 34.ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 35.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>																												
	<p>■施工管理関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 36.出来形の管理等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 37.施工計画書または写真記録等に関する工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 38.出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 39.CAD、施工管理ソフト等の活用</li> <li><input type="checkbox"/> 40.CALSを活用した施工管理の工夫</li> <li><input type="checkbox"/> 41.施工合理化技術(※)を活用した施工管理の工夫</li> </ul> <p>※施工合理化技術(フレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を活用した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 42.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>																												
<p>■その他</p> <p>&lt;新技術活用&gt;※本項目は2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 43.受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用。 &lt;週休2日推進工事&gt;※本項目は現場閉所率(現場休息率)に応じて、2、1、0.5点のいずれかとする。</li> <li><input type="radio"/> 44.4週8休以上(現場閉所率25%以上) 2点</li> <li><input type="radio"/> 45.4週7休以上4週7休未満(現場閉所率25%以上28.5%未満) 1点</li> <li><input type="radio"/> 46.4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%以上25%未満) 0.5点</li> <li><input type="radio"/> 47.4週6未満(現場閉所率21.4%未満)又は対象工事以外 (加点なし)</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 48.その他 理由:若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 49.その他 理由:  詳細評価内容:</li> </ul>																													
(最大 7点) 評点計 = 1点																													

※1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2.該当する数を重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3.上記の参考項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4.入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5.レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

※1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2.該当する数を重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3.上記の参考項目の他に評価に値する発注者の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。

なお、主任監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※4.入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※5.レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編 頁	現行（青文字：改正箇所）	編 頁	改正（赤文字：改正箇所）												
<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>64</b>	<p style="text-align: center;"><b>少額工事考查項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">主任監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">考査項目</td> <td style="width: 10%;">細別</td> <td style="width: 80%;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <b>2. 施工状況</b>            II. 工程管理           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>2. 施工状況</b>            III. 安全対策           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>安全協議会</b>活動に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>6. 社会性等</b>            I. 地域への貢献等           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p> </td><td style="vertical-align: top; text-align: center;"> <b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>   <b>64</b> </td><td> <p style="text-align: center;"><b>少額工事考查項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">主任監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">考査項目</td> <td style="width: 10%;">細別</td> <td style="width: 80%;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <b>2. 施工状況</b>            II. 工程管理           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>2. 施工状況</b>            III. 安全対策           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>6. 社会性等</b>            I. 地域への貢献等           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p> </td></tr> </table></td></tr></table>	考査項目	細別	評価対象項目	<b>2. 施工状況</b> II. 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>2. 施工状況</b> III. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>安全協議会</b>活動に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>6. 社会性等</b> I. 地域への貢献等 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>			<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>64</b>	<p style="text-align: center;"><b>少額工事考查項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">主任監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">考査項目</td> <td style="width: 10%;">細別</td> <td style="width: 80%;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <b>2. 施工状況</b>            II. 工程管理           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>2. 施工状況</b>            III. 安全対策           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>6. 社会性等</b>            I. 地域への貢献等           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p> </td></tr> </table>	考査項目	細別	評価対象項目	<b>2. 施工状況</b> II. 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>2. 施工状況</b> III. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>6. 社会性等</b> I. 地域への貢献等 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>		
考査項目	細別	評価対象項目													
<b>2. 施工状況</b> II. 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>2. 施工状況</b> III. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>安全協議会</b>活動に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>6. 社会性等</b> I. 地域への貢献等 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥若手技術者の登用など、若い手育成に向けた取組みが図られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>			<b>建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編</b>  <b>64</b>	<p style="text-align: center;"><b>少額工事考查項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">主任監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">考査項目</td> <td style="width: 10%;">細別</td> <td style="width: 80%;">評価対象項目</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <b>2. 施工状況</b>            II. 工程管理           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>2. 施工状況</b>            III. 安全対策           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>   <b>6. 社会性等</b>            I. 地域への貢献等           <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p> </td></tr> </table>	考査項目	細別	評価対象項目	<b>2. 施工状況</b> II. 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>2. 施工状況</b> III. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>6. 社会性等</b> I. 地域への貢献等 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>							
考査項目	細別	評価対象項目													
<b>2. 施工状況</b> II. 工程管理 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</li> <li><input type="checkbox"/> ③近隣住民(施設管理者等を含む)調査を積極的にを行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</li> <li><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 工程管理が優れている。 b: 工程管理が良好である。 c: 工程管理が適切である。 d: 工程管理がやや不適切である。 e: 工程管理が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>2. 施工状況</b> III. 安全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</li> <li><input type="checkbox"/> ②安全管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</li> <li><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤<b>災害防止協議会等での活動</b>に積極的に取り組んでいる。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 安全対策が優れている。 b: 安全対策が良好である。 c: 安全対策が適切である。 d: 安全対策がやや不適切である。 e: 安全対策が不適切である。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> c <input type="checkbox"/> d <input type="checkbox"/> e</p> <p>評価 = e</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p> <b>6. 社会性等</b> I. 地域への貢献等 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</li> <li><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</li> <li><input type="checkbox"/> ⑥その他</li> <li><input type="checkbox"/> ⑦その他</li> </ul> <p>理由:</p> <p>詳細評価内容:</p> <p>a: 地域への貢献が優れている。 a': 地域への貢献がやや優れている。 b: 地域への貢献が良好である。 b': 地域への貢献がやや良好である。 c: 他の評価に該当しない。</p> <p>評価選択 <input type="checkbox"/> a <input type="checkbox"/> a' <input type="checkbox"/> b <input type="checkbox"/> b' <input type="checkbox"/> c</p> <p>評価 = c</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>															

\*1. 主任監督員は、担当監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

\*2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

\*3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

\*4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

\*1. 主任監督員は、担当監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

\*2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

\*3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

\*4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																																																																																										
建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編	68	<p style="text-align: center;"><b>少額工事考查項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">主任監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">考查項目</th><th colspan="2">法令遵守等の該当項目一覧表</th></tr> <tr> <th>B. 法令遵守等</th><th style="text-align: center;">点数</th><th style="text-align: center;">措置内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="radio"/> 点数</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> -20 点</td><td></td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -15 点</td><td></td><td>1.指名停止3ヶ月以上</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -13 点</td><td></td><td>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -10 点</td><td></td><td>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -8 点</td><td></td><td>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -5 点</td><td></td><td>5.文書注意</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -3 点</td><td></td><td>6.口頭注意</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>-5 点</td><td>7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不門で逃げた案件。なお、もしい事故や交通事故は該当しない。）</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>-5 点</td><td>8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td></tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/></td><td>+0.5 点</td><td>④週6休等を実施しなかった場合は、こちらの「該当なし」を選択すること</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+1.0 点</td><td>A.工事期間中の平均で4週6休を満足した場合</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+2.0 点</td><td>B.工事期間中の平均で4週7休を満足した場合</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+3.0 点</td><td>C.工事期間中の平均で4週8休を満足した場合</td></tr> <tr> <td colspan="3"> <p>① 本考查項目(B.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」と場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②で履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は検査員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は検査員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が賄賂等により逮捕または公訴された。</li> <li><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反</li> <li><input type="checkbox"/> 7.入札管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li><input type="checkbox"/> 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」)に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力團関係者がいることが判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 13.下請方に暴力團關係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力團對策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、車両等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 16.低コスト調査で虚偽の報告があった。</li> <li><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</li> </ul> </td></tr> </tbody> </table>	考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表		B. 法令遵守等	点数	措置内容	<input type="radio"/> 点数			<input checked="" type="radio"/> -20 点		該当なし	<input type="radio"/> -15 点		1.指名停止3ヶ月以上	<input type="radio"/> -13 点		2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	<input type="radio"/> -10 点		3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	<input type="radio"/> -8 点		4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	<input type="radio"/> -5 点		5.文書注意	<input type="radio"/> -3 点		6.口頭注意	<input type="checkbox"/>	-5 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不門で逃げた案件。なお、もしい事故や交通事故は該当しない。）	<input type="checkbox"/>	-5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	<input checked="" type="radio"/>	+0.5 点	④週6休等を実施しなかった場合は、こちらの「該当なし」を選択すること	<input type="radio"/>	+1.0 点	A.工事期間中の平均で4週6休を満足した場合	<input type="radio"/>	+2.0 点	B.工事期間中の平均で4週7休を満足した場合	<input type="radio"/>	+3.0 点	C.工事期間中の平均で4週8休を満足した場合	<p>① 本考查項目(B.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」と場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②で履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は検査員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は検査員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が賄賂等により逮捕または公訴された。</li> <li><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反</li> <li><input type="checkbox"/> 7.入札管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li><input type="checkbox"/> 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」)に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力團関係者がいることが判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 13.下請方に暴力團關係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力團對策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、車両等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 16.低コスト調査で虚偽の報告があった。</li> <li><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</li> </ul>			建築 ・ 設 備 工 事 成 績 評 定 編	68	<p style="text-align: center;"><b>少額工事考查項目別運用表(建築・設備工事)</b></p> <p style="text-align: right;">主任監督員用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">考查項目</th><th colspan="2">法令遵守等の該当項目一覧表</th></tr> <tr> <th>B. 法令遵守等</th><th style="text-align: center;">点数</th><th style="text-align: center;">措置内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> 点数</td><td></td><td>該当なし</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -20 点</td><td></td><td>1.指名停止3ヶ月以上</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -15 点</td><td></td><td>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -13 点</td><td></td><td>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -10 点</td><td></td><td>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -8 点</td><td></td><td>5.文書注意</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/> -5 点</td><td></td><td>6.口頭注意</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>-5 点</td><td>7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不門で逃げた案件。なお、もしい事故や交通事故は該当しない。）</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>-5 点</td><td>8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等</td></tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/></td><td>+0.5 点</td><td>①本考查項目(B.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があつた」と場合に適用する。</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+1.0 点</td><td>②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+2.0 点</td><td>③「工事関係者」とは、②で履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+3.0 点</td><td>④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は検査員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+4.0 点</td><td>⑤総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</td></tr> <tr> <td><input type="radio"/></td><td>+5.0 点</td><td>【上記で評価する場合の適応事例】</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>5.当該工事関係者が賄賂等により逮捕または公訴された。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>7.入札管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」)に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力團関係者がいることが判明した。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>13.下請方に暴力團關係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力團對策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、車両等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>15.引渡し後に事故が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>16.低コスト調査で虚偽の報告があった。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td><td>18.その他 理由:</td></tr> </tbody> </table>	考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表		B. 法令遵守等	点数	措置内容	<input checked="" type="radio"/> 点数		該当なし	<input type="radio"/> -20 点		1.指名停止3ヶ月以上	<input type="radio"/> -15 点		2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	<input type="radio"/> -13 点		3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	<input type="radio"/> -10 点		4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	<input type="radio"/> -8 点		5.文書注意	<input type="radio"/> -5 点		6.口頭注意	<input type="checkbox"/>	-5 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不門で逃げた案件。なお、もしい事故や交通事故は該当しない。）	<input type="checkbox"/>	-5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等	<input checked="" type="radio"/>	+0.5 点	①本考查項目(B.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があつた」と場合に適用する。	<input type="radio"/>	+1.0 点	②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。	<input type="radio"/>	+2.0 点	③「工事関係者」とは、②で履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。	<input type="radio"/>	+3.0 点	④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は検査員の評価対象項目である安全対策において減点をする。	<input type="radio"/>	+4.0 点	⑤総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。	<input type="radio"/>	+5.0 点	【上記で評価する場合の適応事例】	<input type="checkbox"/>	1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。	<input type="checkbox"/>	2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。	<input type="checkbox"/>	3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。	<input type="checkbox"/>	4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。	<input type="checkbox"/>	5.当該工事関係者が賄賂等により逮捕または公訴された。	<input type="checkbox"/>	6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反	<input type="checkbox"/>	7.入札管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。	<input type="checkbox"/>	8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。	<input type="checkbox"/>	9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。	<input type="checkbox"/>	10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。	<input type="checkbox"/>	11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。	<input type="checkbox"/>	12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」)に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力團関係者がいることが判明した。	<input type="checkbox"/>	13.下請方に暴力團關係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力團對策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、車両等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。	<input type="checkbox"/>	14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。	<input type="checkbox"/>	15.引渡し後に事故が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。	<input type="checkbox"/>	16.低コスト調査で虚偽の報告があった。	<input type="checkbox"/>	17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。	<input type="checkbox"/>	18.その他 理由:
考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																																																																																														
B. 法令遵守等	点数	措置内容																																																																																																																																													
<input type="radio"/> 点数																																																																																																																																															
<input checked="" type="radio"/> -20 点		該当なし																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -15 点		1.指名停止3ヶ月以上																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -13 点		2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -10 点		3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -8 点		4.指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -5 点		5.文書注意																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -3 点		6.口頭注意																																																																																																																																													
<input type="checkbox"/>	-5 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不門で逃げた案件。なお、もしい事故や交通事故は該当しない。）																																																																																																																																													
<input type="checkbox"/>	-5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																																																																																													
<input checked="" type="radio"/>	+0.5 点	④週6休等を実施しなかった場合は、こちらの「該当なし」を選択すること																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+1.0 点	A.工事期間中の平均で4週6休を満足した場合																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+2.0 点	B.工事期間中の平均で4週7休を満足した場合																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+3.0 点	C.工事期間中の平均で4週8休を満足した場合																																																																																																																																													
<p>① 本考查項目(B.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」と場合に適用する。</p> <p>② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、②で履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は検査員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は検査員の評価対象項目である安全対策において減点をする。</p> <p>⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。</li> <li><input type="checkbox"/> 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 5.当該工事関係者が賄賂等により逮捕または公訴された。</li> <li><input type="checkbox"/> 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反</li> <li><input type="checkbox"/> 7.入札管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。</li> <li><input type="checkbox"/> 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。</li> <li><input type="checkbox"/> 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。</li> <li><input type="checkbox"/> 12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」)に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力團関係者がいることが判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 13.下請方に暴力團關係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力團對策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、車両等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。</li> <li><input type="checkbox"/> 15.引渡し後に事故が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。</li> <li><input type="checkbox"/> 16.低コスト調査で虚偽の報告があった。</li> <li><input type="checkbox"/> 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。</li> <li><input type="checkbox"/> 18.その他 理由:</li> </ul>																																																																																																																																															
考查項目	法令遵守等の該当項目一覧表																																																																																																																																														
B. 法令遵守等	点数	措置内容																																																																																																																																													
<input checked="" type="radio"/> 点数		該当なし																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -20 点		1.指名停止3ヶ月以上																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -15 点		2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -13 点		3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -10 点		4.指名停止2週間以上1ヶ月未満																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -8 点		5.文書注意																																																																																																																																													
<input type="radio"/> -5 点		6.口頭注意																																																																																																																																													
<input type="checkbox"/>	-5 点	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒヤマラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不門で逃げた案件。なお、もしい事故や交通事故は該当しない。）																																																																																																																																													
<input type="checkbox"/>	-5 点	8.総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等																																																																																																																																													
<input checked="" type="radio"/>	+0.5 点	①本考查項目(B.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があつた」と場合に適用する。																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+1.0 点	②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+2.0 点	③「工事関係者」とは、②で履行する工事現場に從事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+3.0 点	④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当・主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当・主任又は検査員の評価対象項目である安全対策において減点をする。																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+4.0 点	⑤総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。																																																																																																																																													
<input type="radio"/>	+5.0 点	【上記で評価する場合の適応事例】																																																																																																																																													
<input type="checkbox"/>	1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	2.承認なしに権利義務等第三者権益又は承認を行った。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	5.当該工事関係者が賄賂等により逮捕または公訴された。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	7.入札管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	8.使用者等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不正に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	12.受注企業の社員(「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」)に所属する構成員、準構成員、企業会員等、暴力團関係者がいることが判明した。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	13.下請方に暴力團關係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力團對策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、車両等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	15.引渡し後に事故が発生し、受注者の責による重大な契約不適合が判明した。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	16.低コスト調査で虚偽の報告があった。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。																																																																																																																																														
<input type="checkbox"/>	18.その他 理由:																																																																																																																																														

## 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表

編	頁	現行（青文字：改正箇所）	編	頁	改正（赤文字：改正箇所）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
建築・設備工事成績評定編	118	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">様式</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th rowspan="2">作成 者 (注 記者 者)</th> <th colspan="2">受作者作成書類</th> <th rowspan="2">提出 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提示 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提出根拠等</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</th> </tr> <tr> <th>提出</th> <th>提示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58</td><td>完成写真</td><td></td><td>○ 要因による</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>59</td><td>完成図</td><td></td><td>○ 要因による</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>60</td><td>保全に関する資料</td><td></td><td>○ 要因による</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>61</td><td>建設業法規令共通法規基准の芳し</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>建設業法規令において、建設業を営む事業者（元請、下請）に提出する場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>62</td><td>再資本化等報告書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>特記仕様書</td><td>「建設リサイクル法」第13条第1項工事の場合は、提出する。 工事の再資本化処理が完了した場合、提出する。 ただし、工事の再資本化処理が完了していない場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>63</td><td>再生資源利用促進法（新規）、再生資源利用促進法（改修）及び建設業廃棄物交換システム工事監督説明書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>特記仕様書</td><td>建設業法規令に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>64</td><td>電子データを記録させたQRコード</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>電子品目仕様書</td><td>電子品目仕様書に記載して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>65</td><td>耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>実施した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>66</td><td>工事監理報告書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>建築士法第20条第3項</td><td>建築士法第20条第3項</td><td>建築士（一般建築士、二級建築士及び不適建築師）による工事監理が必要な工事の場合は、作成する。</td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>E 工事検査時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>67</td><td>○ 工事（完成、中間、材料、部分工事、既存部分）検査結果書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事検査規定第8条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>68</td><td>工事検査記録</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事検査規定第8条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>69</td><td>○ 工事検査採点表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事検査規定第8条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>70</td><td>○ 安全検査記録表（建築・設置工事）</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>71</td><td>○ 相当物許定点検表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>72</td><td>○ 「施工プロセス」チェックリスト</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>73</td><td>○ 出来形確認検査書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事成績評定基準</td><td>部分的ないの検査を受ける場合に、提出する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td>74</td><td>○ 出来形歩合調</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>F 工事検査完了時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>75</td><td>○ 推補完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事執行規則第38条</td><td>推補指示を受いた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>76</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>77</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>78</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>79</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>80</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>81</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">建築・設備工事成績評定編</td><td style="text-align: center;">118</td><td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">様式</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th rowspan="2">作成 者 (注 記者 者)</th> <th colspan="2">受作者作成書類</th> <th rowspan="2">提出 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提示 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提出根拠等</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</th> </tr> <tr> <th>提出</th> <th>提示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E0</td><td>完成写真</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E1</td><td>完成図</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E2</td><td>保全に関する資料</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E3</td><td>建設業法規令共通法規基准の芳し</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>当該工事において、建設業を営む事業者（元請、下請）が提出する場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E4</td><td>再資本化等報告書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>特記仕様書</td><td>・建設リサイクル法の場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が完了した場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が未完了の場合は、あえて提出する。建設リサイクル法を適用した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E5</td><td>電子データを記録させたQRコード</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>電子品目仕様書</td><td>電子品目仕様書に記載して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E6</td><td>耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>実施した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E7</td><td>二事例共通用意書類</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>建築士法規令共通用意書類</td><td>建築士法規令共通用意書類（第38条）に登録して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E8</td><td>二事例記録</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事検査規定第8条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E9</td><td>二事例検証表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事成績評定基準第8条</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E10</td><td>空き項目未適用表（建築・設置工事）</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E11</td><td>組目別定点採点表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E12</td><td>「施工プロセス」チェックリスト</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E13</td><td>出来形確認検査書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受ける場合は、提出する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td>E14</td><td>出来形歩合調</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>E 二事例検査時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>E15</td><td>○ 稽核完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事執行規則第38条</td><td>稽核指示を受けた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>E16</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>E17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>F 二事例検査完了時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>F15</td><td>○ 稽核完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>稽核指示を受けた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>F16</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>F17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	No.	様式	書類名	作成 者 (注 記者 者)	受作者作成書類		提出 者 (監督 者)	提示 者 (監督 者)	提出根拠等	備考	富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	提出	提示	58	完成写真		○ 要因による	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		59	完成図		○ 要因による	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		60	保全に関する資料		○ 要因による	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		61	建設業法規令共通法規基准の芳し		○ I	○				環境説明書	建設業法規令において、建設業を営む事業者（元請、下請）に提出する場合は、提出する。		62	再資本化等報告書		○ I	○				特記仕様書	「建設リサイクル法」第13条第1項工事の場合は、提出する。 工事の再資本化処理が完了した場合、提出する。 ただし、工事の再資本化処理が完了していない場合は、提出する。		63	再生資源利用促進法（新規）、再生資源利用促進法（改修）及び建設業廃棄物交換システム工事監督説明書		○ I	○				特記仕様書	建設業法規令に定められた方法により提出する。		64	電子データを記録させたQRコード		○ I	○				電子品目仕様書	電子品目仕様書に記載して書類を作成する。		65	耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書		○ I	○				富士市建設・設置工事成績評定基準	実施した場合は、提出する。		66	工事監理報告書		○	I				建築士法第20条第3項	建築士法第20条第3項	建築士（一般建築士、二級建築士及び不適建築師）による工事監理が必要な工事の場合は、作成する。	<b>E 工事検査時に作成する書類</b>												67	○ 工事（完成、中間、材料、部分工事、既存部分）検査結果書		○	I				富士市建設工事検査規定第8条			68	工事検査記録		○	I				富士市建設工事検査規定第8条			69	○ 工事検査採点表		○	I				富士市建設工事検査規定第8条			70	○ 安全検査記録表（建築・設置工事）		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		71	○ 相当物許定点検表		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		72	○ 「施工プロセス」チェックリスト		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		73	○ 出来形確認検査書		○	I				富士市建設工事成績評定基準	部分的ないの検査を受ける場合に、提出する。	第44条	74	○ 出来形歩合調		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。	第44条	<b>F 工事検査完了時に作成する書類</b>												75	○ 推補完了届出書		○	I	○			富士市建設工事執行規則第38条	推補指示を受いた場合は、提出する。	第38条	76	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条	77											78											79											80											81											建築・設備工事成績評定編	118	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">様式</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th rowspan="2">作成 者 (注 記者 者)</th> <th colspan="2">受作者作成書類</th> <th rowspan="2">提出 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提示 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提出根拠等</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</th> </tr> <tr> <th>提出</th> <th>提示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E0</td><td>完成写真</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E1</td><td>完成図</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E2</td><td>保全に関する資料</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E3</td><td>建設業法規令共通法規基准の芳し</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>当該工事において、建設業を営む事業者（元請、下請）が提出する場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E4</td><td>再資本化等報告書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>特記仕様書</td><td>・建設リサイクル法の場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が完了した場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が未完了の場合は、あえて提出する。建設リサイクル法を適用した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E5</td><td>電子データを記録させたQRコード</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>電子品目仕様書</td><td>電子品目仕様書に記載して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E6</td><td>耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>実施した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E7</td><td>二事例共通用意書類</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>建築士法規令共通用意書類</td><td>建築士法規令共通用意書類（第38条）に登録して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E8</td><td>二事例記録</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事検査規定第8条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E9</td><td>二事例検証表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事成績評定基準第8条</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E10</td><td>空き項目未適用表（建築・設置工事）</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E11</td><td>組目別定点採点表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E12</td><td>「施工プロセス」チェックリスト</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E13</td><td>出来形確認検査書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受ける場合は、提出する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td>E14</td><td>出来形歩合調</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>E 二事例検査時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>E15</td><td>○ 稽核完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事執行規則第38条</td><td>稽核指示を受けた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>E16</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>E17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>F 二事例検査完了時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>F15</td><td>○ 稽核完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>稽核指示を受けた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>F16</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>F17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	No.	様式	書類名	作成 者 (注 記者 者)	受作者作成書類		提出 者 (監督 者)	提示 者 (監督 者)	提出根拠等	備考	富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	提出	提示	E0	完成写真		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		E1	完成図		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		E2	保全に関する資料		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		E3	建設業法規令共通法規基准の芳し		○ I	○				環境説明書	当該工事において、建設業を営む事業者（元請、下請）が提出する場合は、提出する。		E4	再資本化等報告書		○ I	○				特記仕様書	・建設リサイクル法の場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が完了した場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が未完了の場合は、あえて提出する。建設リサイクル法を適用した場合は、提出する。		E5	電子データを記録させたQRコード		○ I	○				電子品目仕様書	電子品目仕様書に記載して書類を作成する。		E6	耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書		○ I	○				富士市建設・設置工事成績評定基準	実施した場合は、提出する。		E7	二事例共通用意書類		○	I				建築士法規令共通用意書類	建築士法規令共通用意書類（第38条）に登録して書類を作成する。		E8	二事例記録		○	I				富士市建設工事検査規定第8条			E9	二事例検証表		○	I				富士市建設工事成績評定基準第8条	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E10	空き項目未適用表（建築・設置工事）		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E11	組目別定点採点表		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E12	「施工プロセス」チェックリスト		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E13	出来形確認検査書		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受ける場合は、提出する。	第44条	E14	出来形歩合調		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。	第44条	<b>E 二事例検査時に作成する書類</b>												E15	○ 稽核完了届出書		○	I	○			富士市建設工事執行規則第38条	稽核指示を受けた場合は、提出する。	第38条	E16	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条	E17											E18											E19											E20											E21											E22											E23											E24											<b>F 二事例検査完了時に作成する書類</b>												F15	○ 稽核完了届出書		○	I	○			富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	稽核指示を受けた場合は、提出する。	第38条	F16	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条	F17											F18											F19											F20											F21											F22										
No.	様式	書類名					作成 者 (注 記者 者)	受作者作成書類						提出 者 (監督 者)	提示 者 (監督 者)	提出根拠等	備考	富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			提出	提示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
58	完成写真		○ 要因による	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
59	完成図		○ 要因による	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
60	保全に関する資料		○ 要因による	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
61	建設業法規令共通法規基准の芳し		○ I	○				環境説明書	建設業法規令において、建設業を営む事業者（元請、下請）に提出する場合は、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
62	再資本化等報告書		○ I	○				特記仕様書	「建設リサイクル法」第13条第1項工事の場合は、提出する。 工事の再資本化処理が完了した場合、提出する。 ただし、工事の再資本化処理が完了していない場合は、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
63	再生資源利用促進法（新規）、再生資源利用促進法（改修）及び建設業廃棄物交換システム工事監督説明書		○ I	○				特記仕様書	建設業法規令に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
64	電子データを記録させたQRコード		○ I	○				電子品目仕様書	電子品目仕様書に記載して書類を作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
65	耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書		○ I	○				富士市建設・設置工事成績評定基準	実施した場合は、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
66	工事監理報告書		○	I				建築士法第20条第3項	建築士法第20条第3項	建築士（一般建築士、二級建築士及び不適建築師）による工事監理が必要な工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<b>E 工事検査時に作成する書類</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
67	○ 工事（完成、中間、材料、部分工事、既存部分）検査結果書		○	I				富士市建設工事検査規定第8条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
68	工事検査記録		○	I				富士市建設工事検査規定第8条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
69	○ 工事検査採点表		○	I				富士市建設工事検査規定第8条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
70	○ 安全検査記録表（建築・設置工事）		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
71	○ 相当物許定点検表		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
72	○ 「施工プロセス」チェックリスト		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
73	○ 出来形確認検査書		○	I				富士市建設工事成績評定基準	部分的ないの検査を受ける場合に、提出する。	第44条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
74	○ 出来形歩合調		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。	第44条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<b>F 工事検査完了時に作成する書類</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
75	○ 推補完了届出書		○	I	○			富士市建設工事執行規則第38条	推補指示を受いた場合は、提出する。	第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
76	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
77																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
78																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
79																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
80																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
81																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
建築・設備工事成績評定編	118	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">様式</th> <th rowspan="2">書類名</th> <th rowspan="2">作成 者 (注 記者 者)</th> <th colspan="2">受作者作成書類</th> <th rowspan="2">提出 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提示 者 (監督 者)</th> <th rowspan="2">提出根拠等</th> <th rowspan="2">備考</th> <th rowspan="2">富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</th> </tr> <tr> <th>提出</th> <th>提示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E0</td><td>完成写真</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E1</td><td>完成図</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E2</td><td>保全に関する資料</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>環境説明書に定められた方法により提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E3</td><td>建設業法規令共通法規基准の芳し</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>環境説明書</td><td>当該工事において、建設業を営む事業者（元請、下請）が提出する場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E4</td><td>再資本化等報告書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>特記仕様書</td><td>・建設リサイクル法の場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が完了した場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が未完了の場合は、あえて提出する。建設リサイクル法を適用した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E5</td><td>電子データを記録させたQRコード</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>電子品目仕様書</td><td>電子品目仕様書に記載して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E6</td><td>耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書</td><td></td><td>○ I</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>実施した場合は、提出する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E7</td><td>二事例共通用意書類</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>建築士法規令共通用意書類</td><td>建築士法規令共通用意書類（第38条）に登録して書類を作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E8</td><td>二事例記録</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事検査規定第8条</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E9</td><td>二事例検証表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事成績評定基準第8条</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E10</td><td>空き項目未適用表（建築・設置工事）</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E11</td><td>組目別定点採点表</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E12</td><td>「施工プロセス」チェックリスト</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設・設置工事成績評定基準</td><td>成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。</td><td></td></tr> <tr> <td>E13</td><td>出来形確認検査書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受ける場合は、提出する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td>E14</td><td>出来形歩合調</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td></td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。</td><td>第44条</td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>E 二事例検査時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>E15</td><td>○ 稽核完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事執行規則第38条</td><td>稽核指示を受けた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>E16</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>E17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E23</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>E24</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td colspan="12"><b>F 二事例検査完了時に作成する書類</b></td></tr> <tr> <td>F15</td><td>○ 稽核完了届出書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表</td><td>稽核指示を受けた場合は、提出する。</td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>F16</td><td>○ 請求書</td><td></td><td>○</td><td>I</td><td>○</td><td></td><td></td><td>富士市建設工事請負契約約款第38条</td><td></td><td>第38条</td></tr> <tr> <td>F17</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F18</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F20</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F21</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>F22</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	No.	様式	書類名	作成 者 (注 記者 者)	受作者作成書類		提出 者 (監督 者)	提示 者 (監督 者)	提出根拠等	備考	富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	提出	提示	E0	完成写真		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		E1	完成図		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		E2	保全に関する資料		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。		E3	建設業法規令共通法規基准の芳し		○ I	○				環境説明書	当該工事において、建設業を営む事業者（元請、下請）が提出する場合は、提出する。		E4	再資本化等報告書		○ I	○				特記仕様書	・建設リサイクル法の場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が完了した場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が未完了の場合は、あえて提出する。建設リサイクル法を適用した場合は、提出する。		E5	電子データを記録させたQRコード		○ I	○				電子品目仕様書	電子品目仕様書に記載して書類を作成する。		E6	耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書		○ I	○				富士市建設・設置工事成績評定基準	実施した場合は、提出する。		E7	二事例共通用意書類		○	I				建築士法規令共通用意書類	建築士法規令共通用意書類（第38条）に登録して書類を作成する。		E8	二事例記録		○	I				富士市建設工事検査規定第8条			E9	二事例検証表		○	I				富士市建設工事成績評定基準第8条	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E10	空き項目未適用表（建築・設置工事）		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E11	組目別定点採点表		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E12	「施工プロセス」チェックリスト		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。		E13	出来形確認検査書		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受ける場合は、提出する。	第44条	E14	出来形歩合調		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。	第44条	<b>E 二事例検査時に作成する書類</b>												E15	○ 稽核完了届出書		○	I	○			富士市建設工事執行規則第38条	稽核指示を受けた場合は、提出する。	第38条	E16	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条	E17											E18											E19											E20											E21											E22											E23											E24											<b>F 二事例検査完了時に作成する書類</b>												F15	○ 稽核完了届出書		○	I	○			富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	稽核指示を受けた場合は、提出する。	第38条	F16	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条	F17											F18											F19											F20											F21											F22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
No.	様式	書類名					作成 者 (注 記者 者)	受作者作成書類						提出 者 (監督 者)	提示 者 (監督 者)	提出根拠等	備考	富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			提出	提示																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
E0	完成写真		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E1	完成図		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E2	保全に関する資料		○	○				環境説明書	環境説明書に定められた方法により提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E3	建設業法規令共通法規基准の芳し		○ I	○				環境説明書	当該工事において、建設業を営む事業者（元請、下請）が提出する場合は、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E4	再資本化等報告書		○ I	○				特記仕様書	・建設リサイクル法の場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が完了した場合は、提出する。 ・工事の再資本化処理が未完了の場合は、あえて提出する。建設リサイクル法を適用した場合は、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E5	電子データを記録させたQRコード		○ I	○				電子品目仕様書	電子品目仕様書に記載して書類を作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E6	耐震工事・工事特徴・社会性等に応じた施工実績証明書		○ I	○				富士市建設・設置工事成績評定基準	実施した場合は、提出する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E7	二事例共通用意書類		○	I				建築士法規令共通用意書類	建築士法規令共通用意書類（第38条）に登録して書類を作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E8	二事例記録		○	I				富士市建設工事検査規定第8条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
E9	二事例検証表		○	I				富士市建設工事成績評定基準第8条	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E10	空き項目未適用表（建築・設置工事）		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E11	組目別定点採点表		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E12	「施工プロセス」チェックリスト		○	I				富士市建設・設置工事成績評定基準	成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
E13	出来形確認検査書		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受ける場合は、提出する。	第44条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E14	出来形歩合調		○	I				富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	部分的ないの検査を受けた場合は、作成する。	第44条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
<b>E 二事例検査時に作成する書類</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E15	○ 稽核完了届出書		○	I	○			富士市建設工事執行規則第38条	稽核指示を受けた場合は、提出する。	第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E16	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
E17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
E24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
<b>F 二事例検査完了時に作成する書類</b>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
F15	○ 稽核完了届出書		○	I	○			富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表	稽核指示を受けた場合は、提出する。	第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
F16	○ 請求書		○	I	○			富士市建設工事請負契約約款第38条		第38条																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
F17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
F18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
F19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
F20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
F21																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
F22																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

# 富士市建設工事監督検査実務要覧新旧対照表